

## 様式2-2 業態調査書 資本人的関係の確認

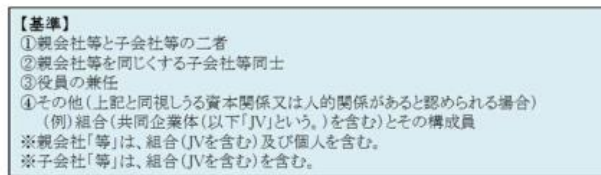
入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係または人的関係のある複数の者の同一入札への参加は、認めないこととします。

業態調査書（様式2-2）においては、主に次の事項を記入します。

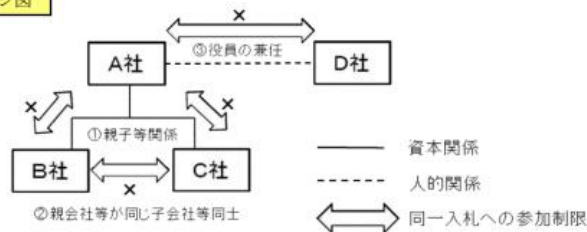
- 申請者の親会社等に関する事項（商号名称、本店住所等）
- 申請者の子会社等に関する事項（建設業許可番号、商号名称）
- 申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

※申請書類に虚偽の記載をした場合、または重要な事実の記載をしなかった場合には、取引先登録申請を受けつけず、また、登録後発覚した場合には取引先登録を取り消すことがあります。

【同一入札への参加が制限される場合】



イメージ図



【詳細イメージ図】

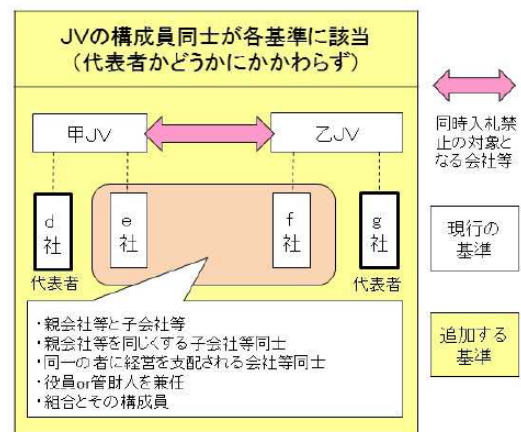
### 資本・人的関係のある者の同時入札禁止について(基準の一部改正)

資本関係		人的関係	その他
親会社等と子会社等 ※「等」=組合（JVを含む）	親会社等を同じくする子会社等同士	役員or管財人を兼任	組合とその構成員 など
		<p>※更生会社、民事再生中の会社等を除く。</p>	

「経営を支配」とは

- ① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有※1
- ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当
  - イ 自己所有等議決権数の割合※2が50%超
  - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3
  - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
  - ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）※4の割合が50%超
  - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。  
 ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。  
 ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合には、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。  
 ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。  
 （会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の2）



## ○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

## ○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除きます。

## ○その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

## 【業態調査 様式2-2に記入する事項の定義等】

### ○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

様式2-2に記入する親会社等・子会社等は、NHKの取引先登録業者であるかどうかは問いません。

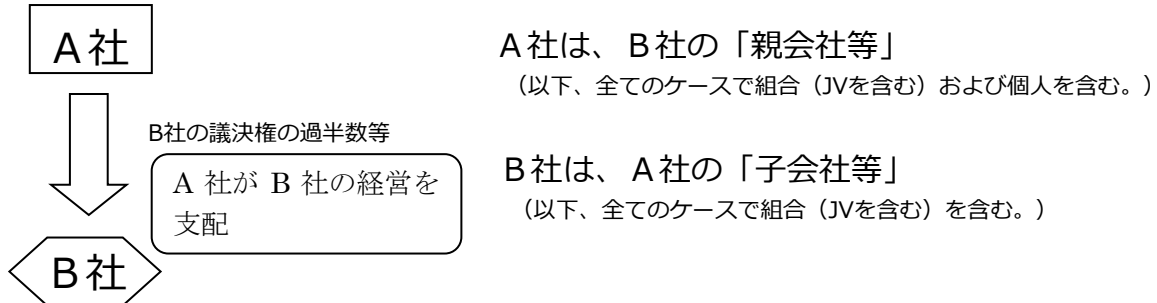
第2条第3号の2

- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

○ケースⅠ 親会社等と子会社等の関係



(業態調書に記入する対象会社)

ケースⅠにおける業態調書への記入について、

A社が申請する場合、業態調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社を記入します。

B社が申請する場合、業態調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄には何も記入しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

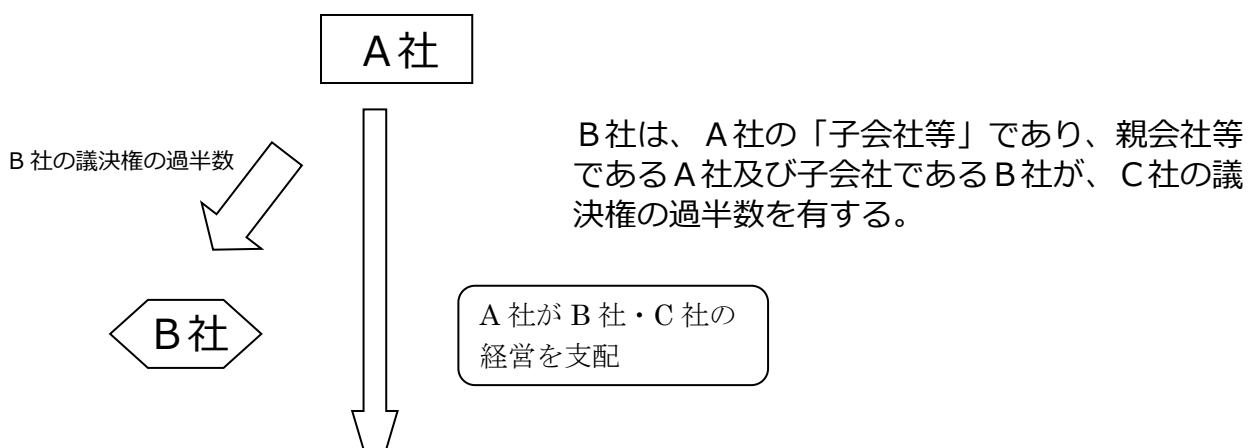
※以下、ケースⅡ～ケースⅤの表も同様の意味です。

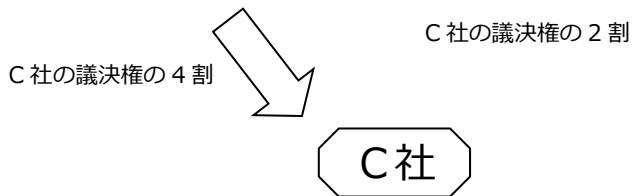
申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社	—
A組合		B社

※親会社等は建設業者に限らず持株会社等（個人株主も含む）も記載の対象となります。

※民事再生手続き中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

○ケースⅡ 親会社等と子会社等の関係

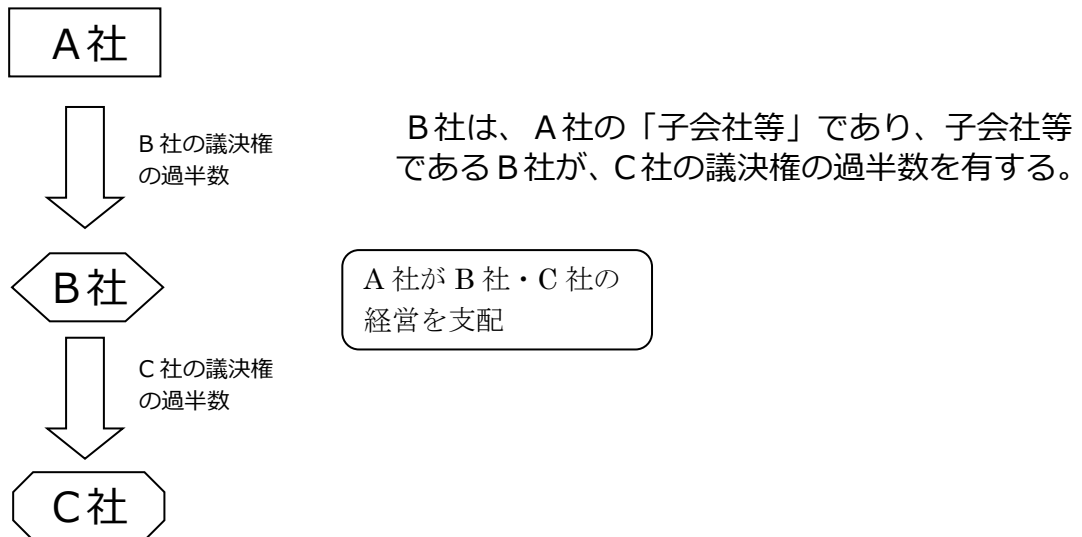




(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

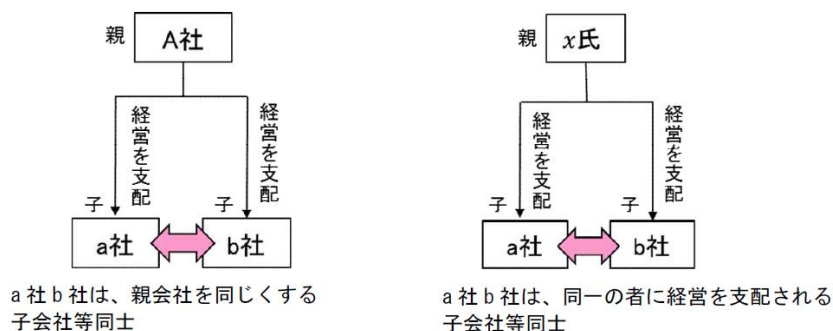
### ○ケースⅢ 親会社等と子会社等の関係



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

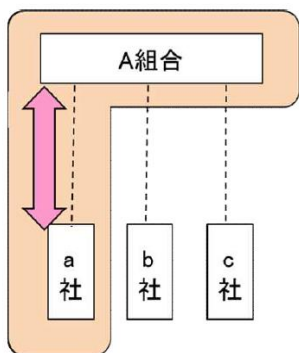
### ○ケースⅣ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係



(業態調書に記入する対象会社)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社	A社またはx氏	－
b社	A社またはx氏	－
A社	－	a社・b社
x氏	－	a社・b社

○ケースV その他（組合とその構成員等）



組合の構成員（a社・b社・c社）は、資本人的関係の有無に関わらず、組合（A組合）を「親会社等・所属する組合」欄に必ず記入すること。

(業態調書に記入する対象会社等)

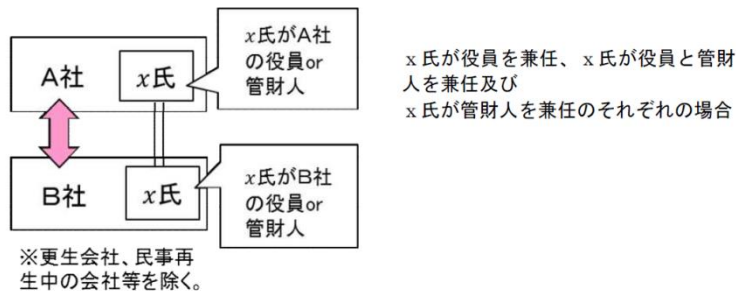
申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社・b社・c社※	A組合	－

※JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準（ケースI～ケースIV）に該当する場合は、同一入札に参加することはできません。

## 【役員の兼任関係】

### ○役員の定義

- ①株式会社の取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、執行役）
  - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 持株会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A社	x氏	B社
B社	x氏	A社

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。  
ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に**指名委員会等設置会社**の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。